

令和4年5月23日  
学際科学フロンティア研究所 COVID-19 対策本部

学際科学フロンティア研究所におけるセミナー等事業の開催について  
(人数制限の緩和)  
【行動指針レベル1】

本学の行動指針レベル1において、事業の性質上対面式での実施を必要とする場合は、催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインに基づき以下のとおり本研究所セミナー室においてオンサイトまたはハイブリッドによる事業を開催できるものとする。

1. 行動指針レベル1を条件とする。
2. 事業を開催しようとする者は事前に以下の Google フォームに情報を登録する。  
<https://forms.gle/Jtm7ttvKYqeWYHpz8>
3. 原則として、セミナー室での人数は主催者・関係者を合わせて40名程度を上限とする。
4. 参加者の所属する機関が来仙を認める場合は、学外から参加できるものとする。なお、県外から参加者がある場合は以下の Google フォームに情報を登録する。  
<https://forms.gle/1LCR9d3NSbSsL9xe9>
5. 当面は催事の前後を含めて飲食を伴う意見交換会等は原則禁止する。
6. 所長は状況に応じて対面式での開催中止を命じることができるものとする。

催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

令和2年6月16日、一部改訂 令和3年8月20日

[https://www.bureau.tohoku.ac.jp/covid19BCP/pdf/campus/event\\_guideline\\_ja.pdf](https://www.bureau.tohoku.ac.jp/covid19BCP/pdf/campus/event_guideline_ja.pdf)